会議録

| 1. 会議名 | 令和元年度 第4回出雲市子ども・子育て会議 |
|---------|----------------------------------|
| 2. 開催日時 | 令和元年11月26日(火)14:00~15:40 |
| 3. 開催場所 | 出雲市役所本庁 6階 委員会室 |
| 4. 出席者 | <委員> |
| | 肥後功一委員(会長)、今岡真治委員、山内英司委員、塩﨑悟史委員、 |
| | 羽根田紀幸委員、常松道人委員、飯塚 勉委員、黒田 誠委員、 |
| | 廣戸悦子委員、高橋悦子委員、原 成充委員、川上架津美委員、 |
| | 高橋義孝委員(順不同) |
| | (欠席:高橋恵美子委員(副会長)、坂根壮一郎委員、土江 徹委員、 |
| | 坂根 守委員、糸原直彦委員、飯塚由美委員、堀江泰誠委員) |
| | <事務局> |
| | 子ども未来部長、子ども政策課長、保育幼稚園課長 ほか |
| | |

5. 次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 出雲市子ども・子育て支援事業計画(第二期)案について
 - (2) 幼保連携型認定子ども園の認可申請にかかる意見聴取について
 - (3) 令和2年度以降の認可保育所等定員確保に対する考え方について
 - (4) 令和2年度の幼稚園・認定こども園・認可保育所等の定員について
- 3 閉会

| 6. 議事要旨 | 以下のとおり |
|---------|-----------------------------------|
| | 1 開会 |
| 事務局 | それでは、御案内の時刻となりましたので、令和元年度第4回出雲市子と |

それでは、御案内の時刻となりましたので、令和元年度第4回出雲市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様には、大変御多忙の中、本会にお集まりいただきましてまことにありがとうございます。しばらくの間進行を務めます、子ども未来部子ども政策課長の神田でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、委員の御出欠について、御報告いたします。本日は、島根県立大学出雲キャンパス准教授、高橋恵美子副会長。出雲市PTA連合会副会長、土江徹委員。出雲市自治会連合会副会長、坂根守委員。出雲商工会議所専務理事、糸原直彦委員。出雲市民生委員児童委員協議会主任児童委員代表、飯塚由美委員。出雲市保育協議会会長、堀江泰誠委員から欠席の連絡をいただいております。また、お一方まだお見えではございませんけれども、委員20名中13名が既に御出席されておりますので、出雲市子ども・子育て会

議条例第6条第2項により、定足数を満たしておりますことを御報告申し上 げます。

また、本会議は、出雲市子ども・子育て会議規則第3条第1項の規定により、公開で進めてまいり、議事録につきましては、後日ホームページ等で公表することとしておりますので、御了承ください。

なお、本日出席しております事務局職員につきましては、時間の関係上お 手元にお配りしております委員名簿、こちらの裏面のほうに事務局名簿をつ けておりますので、こちらをもちまして紹介にかえさせていただきます。

それでは早速ですが、まず、肥後会長から御挨拶をいただきます。

会長 会長 あいさつ

みなさんこんにちは。10月に子どもの保育や教育について、いわゆる幼児教育の無償化が始まり、各地で何とか対応しながら滑り出したわけですけど、いろいろと不都合や上手くいっていない点も少しずつ聞こえ始めています。まだまだ分かりませんけど、保護者さんが次の春にどういう意向をもって動かれるかということも大変気になっているところです。

一方で、子どもさんをめぐる余りよくない事件が、あちこちで起こっていまして、少ない数の子どもたちが健やかに大きくなっていただくために、自治体が何をしなければならないのか、保育、教育、保健、医療といったさまざまな分野での取り組みが求められると感じているところです。

本日は、第二期の出雲市子ども・子育て支援事業計画について、最終的に ご審議をしていただく場となっていますので、忌憚のないところで各方面か ら頂きたいと思います。限られた時間ではございますけれども、丁寧にご検 討していただきますようにお願いを申し上げまして、最初の御挨拶にさせて いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

事務局

それでは会議の議長は、子育て会議条例第6条第1項の規定により、会長が 務めることとなっております。

肥後会長、議事の進行をお願いいたします。

2 議事

会長

それでは失礼しまして、早速始めさせていただきたいと思います。

最初に資料の1と2、第1章、第2章のところを、まず御説明いただいて、 少し議論をしたいと思います。

(1) 出雲市子ども・子育て支援事業計画(第二期)案について 【資料 1・2 説明】

事務局

会長

ここまで、第1章、第2章についてご説明がありましたが、何かお気づき の点がございましたらお願いいたします。

(特に意見なし)

そうしますと、ここからは資料2にありました全体の構造に基づいて「第3章 施策内容」を見ていくわけですけれども、第3章のところも今まで一度お目通しいただいたものです。資料3では、その後書き加わったところや修正があったところを赤字にしていただいていますので、そういったところを中心に御説明をお願いします。

事務局

【資料3 説明】

会長

前回と変わったところや書き加えたところは赤字とされており、ただ削除 は見え消しになってないので少し分かりにくいですけれども、訂正箇所を中 心に御説明いただきました。

皆さんがご覧いただき、お気づきの点やもう一度確認したいこと、あるい は不足している点について、御質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員

14ページの(6)発達の支援が必要な子どもを育てる保護者への支援の 充実のところで、具体的取組に③子ども虐待予防も視野に入れた子育てに関 する講座の実施がありますけれども、これは発達の支援が必要な子どもに限 って追加されているのでしょうか。この項目が入った経緯について質問させ てください。

事務局

この項目については、虐待の予防も視野に入れています。発達に特性があったり、診断がないまでも発達に特性があったりするお子さんについては、育てにくさを感じられる保護者が多くて、それが子育てのストレスとなって虐待に至るというケースが非常に多くあります。そのために、子ども家庭相談室には幼児発達支援の担当もいますので、一緒になって年中児から育ちの応援シートなどを用いて、少し困り感を感じておられる保護者さんに講座やその対応策などを考えるような機会を設けたいということで、実施に向けて考えています。

会長

委員の御心配は、発達に支援が必要なお子さんやその保護者さんへのサポートという項目の中に、虐待が前提になっているかのような文言が入ることに誤解される懸念があるという意味ではないかと推測して聞きました。

確かに、育てにくさを感じていたり、発達に特性があったりするために通 常の子育てではなかなか上手くいかないお子さんについては、親さんがいろ んなストレスを感じられています。場合によってはそれが虐待的な関わりに つながってしまうケースもあるので、この施策の取り組みに掲げられたよう ですが、タイトルとして、このような表記でいいかということについては、 少し考えた方がよいかもしれないと私も思います。例えば、発達に支援が必 要なお子さん特有の、子育てストレスへの対応といった表記をした方がいい かもしれません。いきなり「虐待」という言葉がでると、何か、発達支援の 必要なお子さんには、みんな虐待が起こるような印象を与えてしまってもい けませんので。

委員

本当にそのとおりです。私の職場では障害を持たれた子どもさんが通って来られますので、保護者の方の子育てや療育への姿勢などを日々拝見して、身近で感じていますけれども、困り感は確かにあると思います。子どもさん一人一人、その子どもさんによって障害の有無にかかわらず子どもさんの特性や性格もありますので、子育てに少し頑張らなければならないというところが、どの子どもさんにもあると思います。障害があるから、発達が遅いから、支援が必要だからということで「虐待」という言葉が出てくると、一生懸命子育てに愛情を持って頑張っておられる保護者さんたちを身近に感じていますので、この言葉が自分の中で納得がいかないといいますか、少し重いかなという気持ちがありました。

事務局

誤ったメッセージとして伝わっていることは、本意ではありませんので、 この表記については、ご意見を含みながら表現を変えたいと思います。

委員

内容についてではありませんが、1点目は表記のことでお願いします。具体的取り組みという部分について、具体的な担当課が記載してありますが、記載のないところが2カ所あります。一つは、17ページの小中連携の推進の2行目ですが、学校教育課ではないかと思います。もう一つは、26ページの今回赤色で追記された「外国籍の義務教育過年齢」というところです。

それから2点目は、13ページの児童クラブと小学校等の連携について追記されていますが、特別な支援が必要な児童の対応については、小学校の校長会でも説明を受けておりますし、現に、児童クラブとは近年、いろんな面で子どもの情報交換をしております。やはり児童クラブの職員さんが、特別な支援がいる子の対応に困っていらっしゃるということで、学校での対応方法などの情報提供はしておりますが、クラブの職員の研修があるといいなと思っています。計画書の具体的取り組みの⑥に、教職員に向けた特別支援教育講座の実施がありますけれども、このような研修を受ける機会が児童クラブの職員さんにもあるかもしれませんけれども、そういう研修機会が増えると、子どもにかかわる立場として特別支援教育の理解が深まると思っていま

す。

会長

1点目は単純な記載漏れですので、修正をお願いします。2点目については、児童クラブの指導員さんの研修会はあると思いますけれど、2年に1回というペースでやられているのか、出雲市独自でやっているのか、といった情報があればお答えください。

事務局

児童クラブの職員向けの研修は、テーマを変えながら年に3回、児童クラブ独自のものを行っています。その中に、この特別支援教育に関するものも講師をお招きして行っています。また教育委員会で開催される教職員向けの研修にも会場に余裕がある場合は、児童クラブへも案内させていただいており、多くの方が参加されておりますので、継続していきたいと思います。

会長

その研修を受けている方の割合は分かりますか。

事務局

児童クラブの研修については、基本的に今ある44クラブから、概ね2人から3人ぐらいの職員さんに参加いただいており、全てのクラブの人が研修を受けている状況です。

委員

分かりました。この計画は市民の皆さんにも公表されるものなので、⑥は 教職員だけではなく教職員等とかにしてもらい、そういった方々にも研修し ていただくということが、伝わったほうがいいと思います。20ページにつ け加えた人権・同和教育の研修には、教職員等とありますので、同じように 広く子どもにかかわる教職員等を対象とした研修会であれば、同じように表 記されるといいと思います。

事務局

児童クラブでもさまざまな研修をやっておりますが、特別な支援が必要な 児童の対応については、単独の研修も行ったり、教育委員会主催の教職員さ んと一緒になった研修に参加したりしていますので、委員のご提案のとおり 「等」を加えさせていただきたいと思います。

それから、先ほど最初に御指摘いただきました、17ページの件につきましては、事務局の単純な記載漏れであり、これは学校教育課の所管ですので【学】が入ります。それと26ページにつきましては、さまざまな課が関係していますので、少し関係課と調整をしながら表記について検討させていただきたいと思います。

委員

16ページの確かな学力の向上の具体的な取り組みの中で、②学校司書・読書へルパーの全校配置、学校司書配置の充実があります。新聞では、県が

学校司書配置の予算を見直しの重点課題に上げている中であって、また、教育関連の六団体からはその維持を求める要望を出されたという報道もありましたけども、今のところどういった状況にあるのか、お分かりになる範囲で教えていただければと思います。

事務局

現在、学校司書・読書へルパーの制度については、新聞報道等にもありますように、県で見直しの検討が始められたという状況です。先般の県議会での説明では、令和2年度は現状維持とし、3年度からの見直し実施に向けて検討をするという状況でございます。市町村の意見も聞きながら検討を進めるという話を聞いておりますが、その先の状況は未確定といいますか、不確定な状況であります。県の予算としては非常に厳しくなってくるのではないかと思っておりますが、市としては、今のところできるだけ本計画に示している全校配置の方針で進めていきたいと考えております。

委員

ありがとうございました。大変いい施策だと思っておりまして、ぜひとも 維持をしていただきたいと思っています。

委員

14ページの(6)発達の支援が必要な子どものことですが、診断する側から言いますと、なかなかワンポイントでは診断がつかないことが多いので、境界域の方はたくさんおられます。だから、ある特殊な分野での発達の障害というのは、個性等の絡みで、個性なのか発達障害なのかというのは非常に難しい場合があります。そのことを踏まえて、診断書がないと誰も支援しないというようなことがないようにしていただきたいと思います。育てにくさを感じている家族には、支援の案内が届くようなことを考えていただかないと、診断がないと支援ができないということではよくないと思っています。

会長

今のご意見は、ここに示されている施策について、どういう方を対象にしているかということを、診断の有無に関わらず、ニーズのある方について間口を広げてもいいのではないかということですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

事務局

もちろん、診断の有無に関わらず、子どもさんについては発達の段階でい ろいろと診断が変わったりするので、育てにくさや子育て家庭の困り感を支 えていくというスタンスで対応したいと考えております。

委員

7ページの「2. 健やかな発育・発達を支える」の現状と課題の2番目には、乳幼児健診について4カ月と1歳6カ月と3歳と、とても間隔も短くて、その健診体制を維持することが必要であるとなっています。この内容に関し

てですが、健診の時間が昼寝の時間にかかっているので、働いている親さんからは、少し行きにくい時間でもあると聞いています。具体的には1時とか1時半、2時ぐらいが健診の受付時間ですけれども、その時間ですと1歳6カ月ぐらいの子どもさんでしたら、保育園ではちょうど午睡の時間になります。その時間だと昼寝ができなくて、眠たくてよい状態ではなく、検査を受けるにしても、ふだんの子どもさんの力が発揮できないというか、そういう状態の子どもも多いようです。保健師さんたちも頑張って健診が受けられるように努力されているという話も聞いていますが、子どもが状態のよい時間に健診を受けたいという親さんの御希望があることをお伝えさせていただきます。

会長

計画書にある事業内容というよりも、その実施の仕方についての御意見だったと思います。担当課のほうで何か御回答があれば承ります。いろいろな要望があるとは思いますが、そのあたりをどういうお考えで行っているのか、お話しいただければと思います。

事務局

乳幼児健診の時間については、本当にご意見のとおりだと思います。乳幼児健診の体制維持という点につきましては、出雲市としては集団健診ができる体制を維持したいと考えております。今、1歳6か月児健診のことについてご意見をいただきましたが、市内の小児科の先生方のご協力のもとに、先生方には年間で200回ぐらい健診に出かけていただいております。先生方も病院での診察の間の時間にお願いしていますので、保護者の中には午後は大変という方もあるとは思いますけれども、午前中だけでなく午後にも健診させていただいているところです。健診といいましても、当日の検査のみでの判断というよりはむしろ事前の問診票などでお母さま方に日ごろのお子さんの生活の様子を書いていただいており、健診自体はいろんなスタッフが関わりますので、健診のその場面だけでそのお子さんの発達を全て判断するというわけではありません。必要があれば健診後のフォローも行っておりますので、総合的に健診を行っていることをご理解いただきたいと思います。

会長

なかなか個別の希望時間で行うことは難しいこと、また集団健診で行っているけれども、そこだけで見ているわけではないというご回答でした。

保護者さんも大変だと思いますが、その点については、集団健診の体制を 維持していく上でやむを得ないことだとご理解いただけるのではないかと 思います。

委員

27ページに「ひとり親家庭等の自立支援の推進」がありますが、確かにひとり親家庭の方は、ここに書いてあるとおりでいいと思いますけれども、

そのほかにも、子どもさんがたくさんおられる家庭ですとか、両親そろっておられてもいろいろと困っておられる家庭を結構目にしたり聞いたりするので、それがこの「等」というこの一文字でいいのかと思っています。私がたまたまそういう家庭をたくさん知っているので、気になったと思いますが、いかがでしょうか。

会長

背景に支援のための法整備等があって、そこに書かれている文言を縮めている場合があります。困ってらっしゃる方の全員という意味でもないし、ひとり親さんだけという意味でもなくて、その「等」には具体な意味があると思いますが、事務局から何か説明がありますか。

事務局

ご意見いただきました項目につきましては、資料1の7ページ目をご覧ください。国から示された本計画の任意記載事項の中に「ひとり親家庭の自立支援の充実」があります。あくまでこの項目を計画に記載するかどうかは任意ですが、第3章のVの4に「ひとり親家庭等の自立支援の推進」という項目を設けて記載をしております。

それから、会長からお話がありましたように、この「ひとり親家庭等」という言葉につきましては、法律的には母子及び父子並びに寡婦福祉法の定義に該当する方への福祉の推進がありますので、この法律に基づいた施策を含めてこちらに中心的に記載しいていますが、その対象者に限定しているわけではない意味で「等」を付けています。同様に困っておられる状況にある方も含めて支援をしていきますが、ここでは代表的といいますか、分かりやすいように「ひとり親家庭等」という表記にさせていただいております。

委員

今朝の新聞で市長のコメントを見ましたが、少しお伺いしたいと思います。市長は、市単事業でもやるべきだと、少人数学級の問題に触れられていました。あの問題をどういうふうに捉えればいいのか、今後の県の課題だということなのか。出雲市は、少人数学級の問題は市単事業でもやりますという意味で話されたものなのか。どのように理解すればいいのでしょうか。

会長

多分、この場では誰も答えられないと思いますし、非常に難しい内容だと思います。この件は、予定されている予算の中で事業を組み立てる話をしているけれども、全体の大きな方針が変わるとそれまでの事業ができなかったりすることが起こるのではないかというご質問のようです。

その点については、起こらないと仮定して今は審議するほかなく、その問題については市長だけで決められることでもないし、県全体としては少人数学級全部を維持する体制は今後出来ないかもしれないということです。しかし、一方で人口減に打ち勝つという方針も打ち出しておられるので、そのつ

り合いをどうしていくのかという意味で、今後、具体の施策が出されてくる と思います。一番根本的なところをご確認いただいたと思いました。

ほかにいかがでしょうか。そうしましたら、少し先に進めさせていただきたいと思います。今、資料3、第3章まで終わりましたので、次は資料4、ここも一度見ていただいてはいますが、13事業も含めていわゆる量の見込みを立てて審議していただくところになります。それから今後の計画の進行管理についての第5章もまとめて御説明をお願いいたします。

事務局

【資料4・4-1・5 説明】

会長

基本的な数値について、前回、確認したところを少し修正があったので、 そこを中心に説明いただきました。

資料の23ページについてですが、資料4-1では健診回数の単位が、「人」でいいのでしょうか。年度当たりの人数は確かに「人」だと思いますが、健診回数となれば単位が「人」というのは違和感があります。延べ人数を回数としている意味でしょうか。

事務局

単位と表記内容については県に確認して、対応させていただきたいと思います。

会長

よろしくお願いいたします。ほかにいかがでしょうか。数字について細かく確認いただく必要はないですけれど、13事業も含めて何かお気づきの点があったらお願いいたします。

来年度以降は、この会議において、各事業の実績値をご報告いただき、進 捗状況について見込みどおりになっているかどうかをご確認いただくよう になります。先ほど資料のほうにありましたように、大幅に変える必要があ るところが出てくれば、令和4年度を目途に中間的な見直しをする計画にな っています。

事務局

本計画につきましては、先ほど数値的な説明をさせていただきました。行政計画については、将来予想推計をする際に、過去5年くらいの傾向を見ながら、それを未来に当てはめて今後の数値を予測していくという手法をとっております。

これは、就学前の児童数についても同じような考え方で推計しております。過去5年のトレンドを基本に将来を推しはかっていくわけですが、今回の過去5年は無償化のない時代のトレンドとなります。将来、無償化後のことについては、これから影響が出てくると思われます。

本来この計画は、中間年の見直しについても視野に入れている計画であり

ますが、今後無償化によって、大きく需要等が変化した場合については、より中間年の見直しが重要なものになってくると思っていますので、そのあたりもお含みおきいただきたいと思っております。

会長

それぞれの事業によって、数値の見込み方の根拠は違っていますが、その 妥当性も含めて今後また検討をしていくということであります。

例えば、わかりやすい例として11ページをご覧ください。放課後児童クラブの利用者がどうなっていくかという表です。これについては、10ページに平成27年度からの5カ年分の利用実績がありますが、この利用実績に基づきニーズ調査も踏まえて令和2年度以降の量の見込みが11ページに示されています。それに対して確保方策は、令和2年度については、4年生から6年生までの希望者が見込みとおりあれば、▲66人の予定となっています。翌年も▲50人の予定です。ただ、1年生から3年生までについては学童クラブ利用の待機児童は出ないという予想を立てているということです。これが正しかったかどうか見直そうと思ったときに、実績値というのは何になるのでしょうか。令和2年度の実績値は何人でした、令和3年度の実績値は何人でした、という数値は何になりますか。もし利用者の実人数であれば、それは利用できる人数ということになり、実績値は実人数となってしまいます。その点は、見直し時の数値となりますので、少し気になっています。

事務局

入会を申し込まれた方と実際に入会された方の乖離が、出雲市の場合ですと今年度は93人ありました。実際に入会された方というのは、施設が増えたりすれば増えますけれども、入会できない方の状況というのも一緒に検証しておく必要があると思います。検証する上での実績値は、申し込まれた方のうち、入れた方、入れなかった方という区分をした上で検討していきたいと思います。

会長

非常に丁寧な検証方法でいいと思います。実際利用した人数であれば実績値と一致するに決まっているので、希望している方で入会された方、入会できなかった方と示していただくと、分かりやすいと思います。

委員

放課後児童クラブのことでいいますと、その希望数というのは、児童数に対する入所率、希望率と関連してきます。これが、今後ますます高まる可能性がありますので、そこも十分検討の中に入れておきたいと思っています。それから11ページには、クラブ設置を5クラブ増やすということで、46が51になっています。施設数については、法人設置クラブが毎年1増えるように記述されていますが、恐らく法人といえば社会福祉法人と思いますけ

れども、そうした具体的な見込みがあるのでしょうか。それとも必ず毎年一つずつ増やしていくというような推量なのでしょうか。

事務局

法人設置の児童クラブにつきましては、最終的にはその事業を新たに社会福祉法人さんなどでやっていただけるという意思決定が必要ですけれども、市では平成29年度に補助制度をつくって以降、あらゆる場面を通じてご説明や、実際取り組んでいらっしゃる法人のクラブに状況を聞かせていただいたり見せていただいたりしています。現在もご検討いただけるように取り組んでおりまして、確実に新設されるということはまだ今の段階で決まっておりませんけれども、引き続き設置に向けた取り組みを丁寧に進めてまいりたいと思っております。

会長

法人が実施されることなので、当然ながらニーズのある地域で、待機が出 そうな地域について重点的に取り組まれると思いますが、具体的な計画は決 まっていないというご説明でした。

ほかに、いかがでしょうか。そうしましたら、4章、5章のところを、これでお認めいただいたということで進めたいと思います。今後は、検討していただきました御意見を踏まえまして、以後、議会への説明やパブリックコメントに向けて調整していただきたいと思います。

それでは、議事の(2)幼保連携型認定こども園の認可申請について、この会議から意見をいただくということになりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局

(2) 幼保連携型認定こども園の認可申請にかかる意見聴取について 【資料 6 説明】

委員

この認定こども園の認可については、賛成いたします。今回の場合は、幼稚園が保育所に統合されるような、どちらかといえば保育型認定こども園ではないかと思います。幼稚園としては、残念ながら10人も満たない状況ですから、このような施設になるのかなと推測します。

そこで、そもそも保育園というのは厚労省の管轄で子育て支援という施設ですし、幼稚園というのは文科省の所轄であり、就学前教育という観点が性格的に強いと思います。今回、統合して認定こども園になった場合に、例えば保護者の気持ちとして、教育型の志向を持って入れたいという方があったとして、ベースになるのは恐らく保育園になるとすれば、そういうニーズがきちんとすくえることになるか懸念しています。本市における状況が分かりませんが、本来は管轄が違うもの同士でありますので、そのいいところがお互いに共有できるようなシステムにしてかなければならないと思います。

それから、幼稚園の職員が保育園に異動するのですか、そういった人の問題が今回はないのでしょうか。もしあるとすれば、例えば賃金、労働条件のことも含めてスムーズな移行がされるのかどうかということをお尋ねします。

事務局

まず、出東保育園が認定こども園になることについてですが、認定こども 園自体は類型として四つあるわけですけれども、例えば保育所型であるとか 幼稚園型であるとかがあります。幼保連携型認定こども園といいますのは、 幼稚園でもあり保育所でもありという両方の機能を有する施設として認可 を受けるというものであります。

今回の出東地区での幼保連携型認定こども園の設置につきましては、御承知のとおり、出東幼稚園の園児数が減る中で、地域において幼児教育をぜひ残してほしいという地域の御希望もありましたので、やはり幼稚園の機能を持った幼保連携型の認定こども園ということになりました。

市の方針としましても公立幼稚園の今後のあり方については、保育所を運営する社会福祉法人等による幼保連携型認定こども園の設置という方向性も出させていただいている中で、地域の期待にも応える形で地域の幼児教育を残す施設であると思っております。

実際には、幼稚園についても保育所についても、もちろん幼保連携型認定こども園についても、3歳以上の教育に関しては、今は同じ内容のものに向かって進めていますので、そういった点については、若干特色という部分では今までのものと全く同じではないにせよ、幼児教育というものが受け継がれていくものと考えております。公立幼稚園を民間に譲渡するような場合、市でこれまで取り組んできました出東幼稚園における教育を新たな受け皿に引き継いでいただくように支援をさせていただきたいと考えております。

それから、職員の問題ですけれども、現在、出東幼稚園に勤務をしております正規職員や臨時職員については、新たな認定こども園に身分を移管するということではありませんで、基本的には残りの25園の公立幼稚園で受け入れていくことを基本に考えています。

そういうことで、出東幼稚園の職員が新たな認定こども園に移るわけではありませんが、幼稚園教育がどのように引き継がれていくのかという御心配の向きもあるかと思いますけれども、そういった御心配が地域からでないようにきちんと市では取り組んでいきたいと思っております。

会長

職員の身分は、幼保連携型ですので、保育教諭という名前になりますか。 保育士ではなく全体が保育教諭ということですか。

事務局

保育教諭です。

会長

分かりました。いわゆる幼稚園教諭ではなく保育教諭で3歳以上を対応していくということですね。これは資格的な話しですが。今、幼稚園教育要領だけではなく保育所保育指針もゼロ、1、2歳から教育という視点が入れ込まれている時代ですので、2つの施設がどう違うかというよりも、運営によってもちろん多少は違うと思いますけれども、これからはそういった議論にはならなくなっていく時代ではないかと思います。

委員

保育園と幼稚園の決定的な違いは、例えばインフルエンザが流行ってきたときに、学級閉鎖、学園閉鎖ができるか、できないかということがあると思います。文科省の管轄は閉鎖できますが、保育園はできないと思います。そうなると、やはりマンパワーの問題がかなり絡んでくると思うので、これからの動きとしては、病児・病後児保育の充実ということを見据えて話を進めていただきたいと思います。

この件は進めていただければいいと思いますけれども、病児・病後児保育 のことを必ず念頭に置いて進めていただきたいと思います。

会長

ちなみに、幼保連携型認定こども園では、インフルエンザが一定の数以上 流行した場合、1号認定のお子さんだけ休むというわけにはいかないですよ ね。

事務局

そうです。幼保連携型認定こども園の場合は、幼稚園が学校に準ずるものですので、基本的には学級閉鎖等の措置はとれると認識しております。一方、保育所のほうで学級閉鎖は現在ありませんけれども、国でも、災害対応も含めまして、流行性の疾患の場合の対応について感染拡大を防ぐ体制の検討もされているところでして、そういった情報を得ながら対応していきたいと思っております。

また、病児・病後児保育につきましては、現在、平田地域で、平田保育会病後児保育施設が、来年度の設置に向けて準備されているところであります。地域それぞれで利用しやすい体制が、来年度に向けては進むと思っているところです。御意見ありがとうございます。

会長

認定こども園は、作ったのはいいけど運用が難しいところもあります。認定こども園法により、幼保連携型認定こども園は教育基本法第6条に基づく「法律に定める学校」でもあり、同時に児童福祉施設としての性格もあるというような、そういう法規の背景も少し違います。それで、さまざまな知恵を集めながら運営していかなければならないところがあると思います。

そうしますと、次の(3)令和2年度以降の認可保育所等の定員確保に対

する考え方についてお願いします。

事務局

(3) 令和2年度以降の認可保育所等定員確保に対する考え方について 【資料7 説明】

会長

非常に丁寧にデータを追ってご説明いただきました。現在121という数が出てきていますけども、この数値を念頭に置き、年度当初からの弾力化ということだけでは吸収し切れないかどうかを見ながら、慎重に定員確保をしていくということです。よろしいですか。

そうしますと、追加された資料8にあります令和2年度の幼稚園、認定こども園、認可保育所等の定員についてお願いします。

事務局

(4) 令和2年度の幼稚園・認定こども園・認可保育所等の定員について 【資料8 説明】

会長

これまで出てきた議論で、新設・廃止等を整理し直して来年度の定員がこうなりますと新しく整理されたものです。よろしいですか。

そうしましたら、これで本日の議題は終わりましたが、何か皆様方から特にこの場でお話しがあれば承りますが、いかがでしょうか。特になければ事務局のほうへお返しをしたいと思います。御協力ありがとうございました。

4 閉会

事務局

肥後会長ありがとうございました。確認の意味を含めまして、レジュメの 4にあります今後のスケジュールについて、お話しさせていただきます。

12月11日に出雲市議会の文教厚生委員会が開催されます。この場で、本日確認していただいた第二期出雲市子ども・子育て支援事業計画案について、御説明申し上げる予定としております。その後、12月の半ばからパブリックコメントを行い、市民の皆様から広く意見をいただく考えでおります。パブリックコメントは、おおむね1カ月強、1月下旬までの期間を予定しております。その後は、パブリックコメントでいただいた意見の内容によって計画案に大幅な修正をする場合、第5回の出雲市子ども・子育て会議を2月中のところで開きたいと考えております。

それでは閉会に当たりまして、子ども未来部部長、三島武司が御挨拶申し上げます。

部長

皆さん、長時間にわたり、熱心な御審議どうもありがとうございました。 今年度は、第二期の子ども・子育て支援事業計画の策定時期に当たること から、例年と比べまして多くの会議に御出席いただきましたことを、まずは 感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

審議の際にいただきました、多方面からの非常に貴重な御意見につきましては、計画の策定のみならず、日ごろの事業の取り組みにも生かしていきたいと考えております。

今後のスケジュールは、先ほどお話しいたしましたが、もう一度会議を開くかどうかについては、今後のパブリックコメント等の状況を見ながら、会長さん、副会長さんと相談させていただきながら、決めていきたいと思っております。

委員の皆様の任期は、あと4カ月余りとなってまいりましたが、引き続き 最後までよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。どうも本日 はありがとうございました。

事務局

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

なお、第5回の会議を開催いたします場合、また改めて皆様方に日程等を 御案内差し上げたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

(会議終了)